

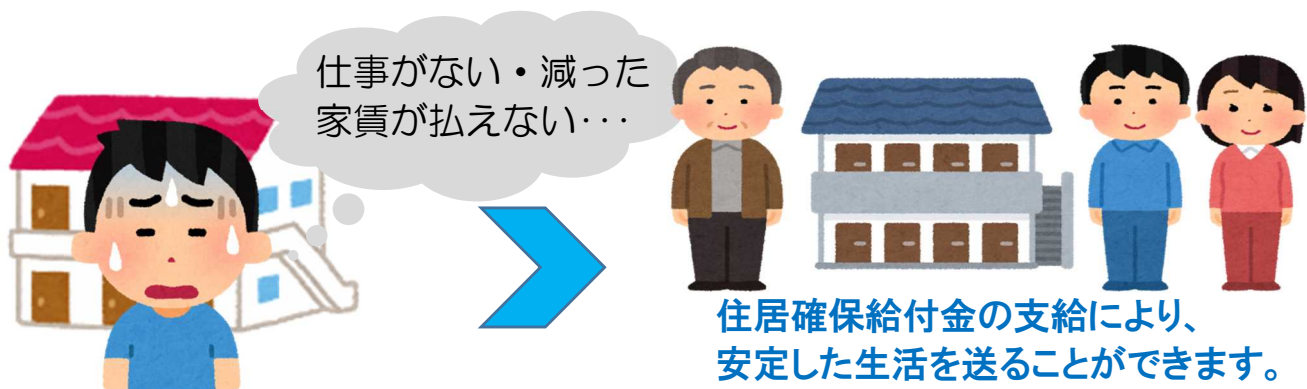
新型コロナウイルスの影響等を受けて家賃の支払いにお困りの皆さま

住居確保給付金

をご存じですか？

住居確保給付金は、離職や新型コロナウイルス等の影響で収入が減少した方に一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんにお支払いする制度です。令和2年4月30日から支給の条件が緩和されさらに使いやすい制度となりました。

(住居確保給付金のイメージ)



亀岡市での支給上限額

- ・単身世帯:36,000円
- ・2人世帯:43,000円
- ・3人～5人世帯:47,000円
- ・6人世帯:50,000円
- ・7人世帯～:56,000円

これまでの対象者・要件

対象者：離職・廃業から2年以内の方

要件：ハローワークへの求職申し込みが必要

更に使いやすい制度へ

- ・離職・廃業から2年以内の方に加えて休業等で収入を得る機会が減少し、離職等と同程度の状況にある方も対象に
- ・ハローワークへの求職申し込みが不要に

※詳しい給付要件は裏面をご覧ください

ご自身の状態が当てはまる場合は□にチェック✓を入れてください。

(主な給付要件チェックリスト)

- 離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等によって収入が減少している。
- 上記の状態になる前に世帯の生計を主として維持していた。
- 月の世帯全体の収入額が下の表の収入基準額にお住いの物件の家賃を足した額より少ない。ただし家賃は支給上限額を限度とします。

	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯
収入基準額	78,000円	115,000円	140,000円	175,000円
支給上限額	36,000円	43,000円	47,000円	47,000円

例)3人世帯で家賃が53,000円で支給上限額を超えている場合

収入が収入基準額140,000円に支給限度額47,000円を足した187,000円より少ない場合は条件に当てはまる。

- 預金と現金の合計が上の表の収入基準額の6倍以下である。

例)2人世帯の場合は115,000円×6=690,000円以下である。

すべての項目にチェック✓がついた方は住居確保給付金の受給資格を満たしている可能性があるため、亀岡市生活相談支援センターに相談してください。

(問い合わせ先)

亀岡市生活相談支援センター

☎0771-56-8039

〒621-0805

亀岡市安町釜ヶ前23-5 アザレアマンション1階

✉kameoka-center@com-sagano.com

受付時間 月～金曜日 9:00～12:00 13:00～17:00